

岡山大学薬学振興会

沿革

昭和44（1969）年
岡山大学医学部薬学科創設

昭和51（1976）年
薬学部として分離独立
岡山大学薬学振興会設置

岡山大学薬学振興会会則

第2条 本会は、岡山大学における薬学振興に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 薬学関係学生の勉学・実習環境の充実に関する支援
- 二 薬学関係学生の实習（学外実習を含む）福利厚生・就職斡旋等のために必要な支援
- 三 薬学関係学生の学会等参加奨励支援
- 四 薬学関係の国際交流事業の支援
- 五 その他前条の目的を達成するために必要な事項

岡山大学薬学振興会会則

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する者をもって会員とし、
次の者で組織する。

- 一 普通会员 岡山大学における薬学関係学生又はそれらの保護者
- 二 特別会員 岡山大学における薬学関係等の教職員及び教職員であった者
- 三 賛助会員 本会の事業を援助する法人又は個人（含、卒業生）

第5条 会員は、次の会費を納入するものとする。

- 一 普通会员 年額10,000円とし、新入生については入学時に一括納入（ $10,000 \times \text{修業年限}$ ）することを原則とし、口数に制限はない。
- 二 特別会員 一口10,000円とし、口数に制限はない。
- 三 賛助会員 一口10,000円とし、口数に制限はない。

岡山大学薬学振興会会則

第2条 本会は、岡山大学における薬学振興に寄与することを
目的とする。

施設・機器等の充実のための補助支援

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 薬学関係学生の勉学・実習環境の充実に関する支援
- 二 薬学関係学生の实習（学外実習を含む）福利厚生・就職斡旋等
のために必要な支援
- 三 薬学関係学生の学会等参加奨励支援
- 四 薬学関係の国際交流事業の支援
- 五 その他前条の目的を達成するために必要な事項

薬学部内実習機器、設備等の補充



実習用機器：溶出試験機



休憩室 温冷水給水機

薬学部内施設等の補充



薬学部本館外部自転車置場増設

岡山大学薬学振興会会則

第2条 本会は、岡山大学における薬学振興に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 薬学関係学生の勉学・実習環境の充実に関する支援
- 二 薬学関係学生の实習（学外実習を含む）福利厚生・就職斡旋等
のために必要な支援
- 三 薬学関係学生の学会等参加奨励支援
- 四 薬学関係の国際交流事業の支援
- 五 その他前条の目的を達成するために必要な事項

病院薬剤部・薬局での
調剤薬務実習の支援

岡山大学薬学振興会会則

第2条 本会は、岡山大学における薬学振興に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 薬学関係学生の勉学・実習環境の充実に関する支援
- 二 薬学関係学生の实習（学外実習を含む）福利厚生・就職斡旋等のために必要な支援
- 三 薬学関係学生の学会等参加奨励支援
- 四 薬学関係の国際交流事業の支援
- 五 その他前条の目的を達成するために必要な事項

学部学生、大学院学生が国内、海外の学会で研究成果を発表する場合に研究支援金を支給